

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（681）」

2. 日時：平成30年2月16日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓A

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

秋本安全審査官、角谷安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループマネージャー

（他4名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年12月28日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』について、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（格納容器破損防止対策）について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 崩壊熱の解析条件について、最確条件との不確かさについては、最確条件と解析条件が同じ場合、最確条件が解析条件よりも小さい場合に分けて記載し、「おおむね」等の曖昧な表現を見直すこと。
- 事象発生後約167時間後に実施する原子炉格納容器内への窒素注入による原子炉格納容器圧力の上昇は、酸素濃度の上昇抑制を目的とした管理されたものであるため、原子炉格納容器内が安定的に除熱されている状態には影響がないことを説明すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 比較表